

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算</u>)</p> <p>19-3-9 法第69条第4項第1号(国外事業所等に帰せられるべき所得)に掲げる国外源泉所得(以下この節において「<u>国外事業所等帰属所得</u>」という。)に係る連結所得の金額の計算に当たり、令第155条の27の3第2項(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算)の規定に基づき、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上等については、法人税に関する法令の規定により、連結法人の連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</u></p> <p>(2) <u>連結法人が単に国外事業所等(同号に規定する国外事業所等をいう。以下この節において同じ。)の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引(同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。)があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、同条第3項の規定による計算を行うときの令第141条の7第1項(特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計</u></p>	<p>(<u>国外源泉所得に係る連結所得の金額</u>)</p> <p>19-3-9 令第155条の27の2第1項(連結国外所得金額の計算)に規定する「<u>国外源泉所得(……)に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額</u>」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該連結事業年度において生じた国外源泉所得(法第69条第1項(外国税額の控除)に規定する国外源泉所得をいう。以下この節において同じ。)に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該連結事業年度の課税標準となるべき連結所得の金額をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>算)の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</u></p> <p><u>㉔ 例えば、連結法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額(当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)は、国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</u></p> <p>(複数の国外事業所等を有する場合の取扱い)</p> <p>19-3-9の2 連結法人の国外事業所等が複数ある場合には……………<u>国外事業所等帰属所得を認識し当該国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>……………</p> <p><u>㉔</u> ……………</p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額を計算する場合の準用</u>)</p> <p>19-3-9の3 連結法人の<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>を計算するに当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ……………</p>	<p>(複数の国外事業所等を有する場合の取扱い)</p> <p>19-3-9の2 連結法人の国外事業所等 <u>(法第69条第4項第1号(「国外事業所等に帰せられるべき所得」)に規定する国外事業所等をいう。以下19-3-9の2において同じ。)</u> が複数ある場合には……………<u>連結国外所得金額(法第81条の15第1項(連結事業年度における外国税額の控除)に規定する連結国外所得金額をいう。以下この節において同じ。)</u> の計算の基礎となる法第69条第4項第1号に掲げる国外事業所等に帰せられるべき所得(以下この節において「<u>国外事業所等帰属所得</u>」という。)を認識し、<u>連結国外所得金額</u>……………</p> <p>……………</p> <p><u>㉔1</u> 本文の計算には、令第155条の27の2第1項第1号及び第2号(<u>連結国外所得金額の計算</u>)に掲げる金額の計算が含まれることに留意する。</p> <p><u>2</u> ……………</p> <p>(<u>連結国外所得金額を計算する場合の準用</u>)</p> <p>19-3-9の3 連結法人の<u>連結国外所得金額</u>を計算するに当たっては、<u>各連結法人ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>内部取引</u>……、<u>20-5-4(外国法人における短期保有株式等の判定)</u>、<u>20-5-5</u>……、<u>20-5-33(繰延ヘッジ処理等における負債の利子の額の計算)</u> 及び<u>20-5-34</u>……</p> <p>(2) <u>令第155条の27の3第3項(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算)の規定による計算を行う場合の令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)の規定により、共通費用の額を配分するとき 法人税基本通達20-5-9(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)の取扱い</u></p> <p>(3) <u>令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合の令第141条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額を計算するとき</u>……</p> <p>(4) <u>令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合の令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額を計算するとき 法人税基本通達20-5-26の取扱い</u></p> <p>(5) <u>令第155条の27の3第3項の規定による計算を行う場合の令第141条の6第1項(保険会社の投資資産及び投資収益)の規定により、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されないこととなる金額を計算するとき 法人税基本通達20-5-15(外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り)の取扱い</u></p>	<p>(1) <u>法第69条第4項第1号(国外事業所等に帰せられるべき所得)</u>に規定する内部取引……、<u>20-5-5</u>……及び<u>20-5-34</u>……</p> <p>(2) <u>令第155条の27の2第1項第1号(連結国外所得金額の計算)に掲げる金額を計算する場合</u>……</p> <p>(3) <u>同項第2号に掲げる金額を計算する場合 法人税基本通達20-5-15(外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り) 及び20-5-26の取扱い</u></p> <p>(4) <u>同条第2項において準用される令第141条の2第3項(共通費用の額の配分)の規定により共通費用の額を配分する場合 法人税基本通達20-5-9(本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義)の取扱い</u></p> <p><u>(連結国外所得金額の計算における連結欠損金の繰越控除等の不適用)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>19-3-10 <u>削除</u></p>	<p>19-3-10 <u>連結国外所得金額は、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第64条の4(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)の規定により個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。)及び法第81条の9(連結欠損金の繰越し)並びに措置法第68条の62の2(対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)並びに第68条の105の2及び第68条の105の3(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例)の規定を適用しないで計算したところの金額による。</u></p> <p><u>(国際海上運輸業における運送原価の計算)</u></p>
<p>19-3-11 <u>削除</u></p>	<p>19-3-11 <u>連結国外所得金額の計算の基礎となる法第69条第4項第14号(国際運輸業所得)の国内及び国外にわたって船舶による運送の事業(以下19-3-11において「国際海上運輸業」という。)を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得に係る連結所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができ</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額}}{\frac{\text{分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの}}{\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送収入の額の合計額}}}$ <p><u>(注)1 算式の「当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額」には、その運送</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における共通費用の額の配賦</u>)</p> <p>19-3-12 ……<u>令第155条の27の3第3項(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算)の規定による計算を行う場合の令第141条の3第6項</u>……………<u>19-3-12及び19-3-14</u>……………<u>国外事業所等帰属所得に係る所得</u>……………<u>19-3-12</u>……………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額</u>……………</p> <p>④1 ……</p> <p>……………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額</u>……………</p> <p>2 <u>連結法人の国外業務に係る収入金額</u>……………</p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦</u>)</p> <p>19-3-13 当該連結事業年度における<u>令第155条の27の3第3項(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算)の規定による計算を行う場合の令第141条の3第6項(共通費用の額の配分)</u>に規定する共通費用の額に含まれる<u>負債の利子</u>(……………<u>貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む</u>)</p>	<p><u>のために要した費用の額のうち当該連結法人が2-2-10(運送収入に対応する原価の額)によりその支出の日の属する連結事業年度の損金として計算した金額が含まれる。</u></p> <p><u>2 この運送原価の額の計算は連結法人ごとに行うのであるから、2以上の連結法人がこの方法により計算する場合に、当該2以上の連結法人の合計額をもって一括計算することはできない。</u></p> <p>(<u>共通費用の額の配賦</u>)</p> <p>19-3-12 ……<u>令第155条の27の2第2項(連結国外所得金額の計算)の規定により準用される令第141条の2第3項</u>……………<u>19-3-14まで</u>……………<u>国外源泉所得に係る所得</u>……………<u>この節</u>……………</p> <p>……………<u>国外業務に係る損金の額</u>……………</p> <p>④1 ……</p> <p>……………<u>国外業務に係る損金の額</u>……………</p> <p>2 <u>当該連結事業年度に受けた配当等の収入金額</u>……………</p> <p>(<u>負債利子の配賦</u>)</p> <p>19-3-13 当該連結事業年度において生じた<u>負債の利子</u>(……………<u>貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む</u>。以下19-3-13において同じ。)のうち<u>令第142条第8項(国外事業所等)</u>に規定する<u>国外事業所等</u>(以下この節において「<u>国外事業所等</u>」という。)における<u>国外業務のために直接関</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>み、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子を除く。以下19-3-13において同じ。)の額(以下19-3-14までにおいて「共通利子の額」という。)については、各連結法人の営む主たる事業………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></u></p> <p>(1) 卸売業及び製造業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該連結事業年度における共通利子の額の合計額}}{\text{分母の各連結事業年度終了の時における国外事業所等に係る資産の帳簿価額の合計額}} \times \frac{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における総資産の帳簿価額の合計額}}{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における総資産の帳簿価額の合計額}}$ <p>(2) 銀行業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{国外事業所等に係る貸付金、有価証券等の当該連結事業年度中の平均残高}}{\text{当該連結事業年度における共通利子の額の合計額}} \times \left[\frac{\text{預金、借入金等の当該連結事業年度中の平均残高} + \left(\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における自己資本の額の合計額} - \text{左の各連結事業年度の終了の時ににおける固定資産の帳簿価額の合計額} \right) \times \frac{1}{2}}{\text{当該連結事業年度における共通利子の額の合計額}} \right]$	<p><u>連して生じた負債の利子(以下19-3-13において「直接利子」という。)に該当するもの以外のもの(以下19-3-14までにおいて「共通利子」という。)の額については、原則として、その各連結法人の営む主たる事業………<u>国内業務と国外業務に適正に配分するものとする。</u></u></p> <p>(1) 卸売業及び製造業 次の算式により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該連結事業年度において生じた共通利子の額の合計額}}{\text{分母の各連結事業年度終了の時における国外業務に係る資産(国外事業所等を有しない法人にあつては、国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等とする。)の帳簿価額(直接利子の元本たる負債の額に相当する金額を除く。)の合計額}} \times \frac{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における総資産の帳簿価額(直接利子の元本たる負債の額に相当する金額を除く。)の合計額}}{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における総資産の帳簿価額(直接利子の元本たる負債の額に相当する金額を除く。)の合計額}}$ <p>(2) 銀行業 次の算式により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等(国外事業所等に属するものを除く。)の当該連結事業年度中の平均残高}}{\text{当該連結事業年度において生じた共通利子の額の合計額}} \times \left[\frac{\text{預金、借入金等(直接利子の元本たる負債を除く。)の当該連結事業年度中の平均残高} + \left(\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時における自己資本の額の合計額} - \text{左の各連結事業年度の終了の時ににおける固定資産の帳簿価額の合計額} \right) \times \frac{1}{2}}{\text{当該連結事業年度において生じた共通利子の額の合計額}} \right]$

改 正 後	改 正 前
<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)の方法に準ずる方法</p> <p>① (1)の算式の「<u>国外事業所等に係る資産</u>」及び(2)の算式の「<u>国外事業所等に係る貸付金、有価証券等</u>」……………</p> <p>2 (1)の算式の「<u>国外事業所等に係る資産</u>」及び(2)の算式の「<u>国外事業所等に係る貸付金、有価証券等</u>」……………<u>これらの算式</u>…………… 「<u>国外事業所等に係る資産の帳簿価額</u>」及び「<u>有価証券等の当該連結事業年度中の平均残高</u>」……………</p> <p>3 (1)及び(2)の算式……………</p> <p>4 (1)の算式……………</p> <p>5 (2)の算式……………</p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における確認による共通費用の額等の配賦方法の選択</u>)</p> <p>19-3-14 …………… ……………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額</u>……………</p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における引当金の繰入額等</u>)</p> <p>19-3-15 <u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上、法の規定に準じて計算した場合に損金の額となる引当金勘定への繰入額及び措置法の規定に準じて計算した場合に損金の額となる準備金（特別償却準備金を含む。以下19-3-16において同じ。）の積立額は、国外事業所等ごとに計算を行うことに留意する。この場合において、次のことは次による。</u></p>	<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)に<u>掲げる方法により計算した金額を国外業務に係る損金の額とする。</u></p> <p>① 算式の「<u>国外業務に係る資産</u>」及び「<u>国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等</u>」……………</p> <p>2 算式の「<u>国外業務に係る資産</u>」及び「<u>国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等</u>」……………<u>当該算式</u>……………「<u>国外業務に係る資産（……）の帳簿価額</u>」及び「<u>有価証券等（……）の当該連結事業年度中の平均残高</u>」……………</p> <p>3 算式……………</p> <p>4 算式……………</p> <p>5 算式……………</p> <p>(<u>確認による共通費用等の配賦方法の選択</u>)</p> <p>19-3-14 …………… ……………<u>国外業務に係る損金の額</u>……………</p> <p>(<u>引当金の繰入額等の配賦</u>)</p> <p>19-3-15 <u>法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金（特別償却準備金を含む。以下19-3-16までにおいて同じ。）の積立額のうち連結国外所得金額の計算上損金の額に算入すべき金額の計算は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>法第 52 条第 1 項《貸倒引当金》に規定する個別評価金銭債権（以下 19-3-15 において「個別評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額のうち国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、連結法人が国外事業所等に帰せられる個別評価金銭債権の損失の見込額として連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額（当該金額が当該個別評価金銭債権について令第 96 条第 1 項《貸倒引当金勘定への繰入限度額》の規定の例により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）とする。</u></p> <p>(2) <u>法第 52 条第 2 項に規定する一括評価金銭債権（以下 19-3-15 において「一括評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額のうち国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入すべき金額は、連結法人が一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち国外事業所等に係るものとして合理的に計算された金額（当該金額が当該国外事業所等に帰せられる一括評価金銭債権の額の合計額に国外事業所等貸倒実績率（当該国外事業所等が連結法人から独立して事業を行う事業者であるとして、令第 96 条第 6 項に規定する貸倒実績率を計算した場合の当該貸倒実績率をいう。以下 19-3-15 において同じ。）を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）とする。</u></p> <p>④1 <u>連結法人が単に国外事業所等の帳簿に記帳した金額は、連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(1) <u>個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するもの（国内の事業所等に属する金銭債権で国外源泉所得の発生の源泉となるものを含む。以下 19-3-15 において同じ。）の額に係る部分の金額とし、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、その対象となった金銭債権の額のうち国外事業所等に属するものの額の比により計算した金額とする。</u></p> <p>④ <u>国内の事業所等に属する国外の者への貸付金のうち当該連結事業年度において収益に計上すべき利子の額がないものに対応する貸倒引当金勘定への繰入額は、当該連結事業年度の連結国外所得金額の計算上損金の額に算入しないことができる。</u></p> <p>(2) <u>海外投資等損失準備金の積立額は、国外事業所等に属する特定株式等（措置法第 68 条の 43 第 1 項《海外投資等損失準備金》に規定する特定株式等をいう。）について積み立てた金額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 <u>連結法人が国外事業所等の帳簿において貸倒引当金を記帳していない場合であっても、国外事業所等に帰せられる金銭債権につき連結中間事業年度に係る決算又は確定した決算において貸倒引当金勘定への繰入れを行っているときは、当該金銭債権について、(1)又は(2)の適用があることに留意する。</u></p> <p>3 <u>連結法人が、その全ての国外事業所等につき、国外事業所等貸倒実績率に代えて同項に規定する貸倒実績率により計算を行っている場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p>(<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における引当金の取崩額等</u>)</p> <p>19-3-16 ……………</p> <p>……………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>……………<u>積み立てをした連結事業年度において国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u></p> <p>……………<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算上益金の額に算入する。</u></p> <p>(注)1 ……………</p> <p>……………<u>積み立てをした連結事業年度の国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>積み立てをした連結事業年度</u>……………「<u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額</u>」は、<u>国外事業所等帰属所得に係る所得の</u></p>	<p>(3) <u>(1)及び(2)に掲げる引当金又は準備金以外の引当金又は準備金の繰入額又は積立額については、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な基準により計算した金額を連結国外所得金額の計算上の損金の額とする。</u></p> <p>(<u>引当金の取崩額等の配賦</u>)</p> <p>19-3-16 ……………</p> <p>……………<u>連結国外所得金額</u>……………<u>積み立てをした連結事業年度において連結国外所得金額</u>……………<u>連結国外所得金額計算上の益金の額とするのであるから留意する。</u></p> <p>(注)1 ……………</p> <p>……………<u>積み立てをした連結事業年度の連結国外所得金額</u>……………</p> <p>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>積み立てをした連結事業年度</u>……………「<u>連結国外所得金額</u>」は、<u>令第142条第3項(国外所得金額の計算)</u>に規定する<u>国外所得</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算)</u></p> <p><u>19-3-19の2 令第155条の27の4第1項(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算)に規定する「国外源泉所得に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額」とは、現地における外国法人税の課税上その課税標準とされた所得の金額そのものではなく、当該連結事業年度において生じた令第155条の27の2第2号(連結国外所得金額)に掲げる国外源泉所得(以下この節において「その他の国外源泉所得」という。)に係る所得の計算につき法(措置法その他法人税に関する法令で法以外のものを含む。)の規定を適用して計算した場合における当該連結事業年度の課税標準となるべき連結所得の金額をいう。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)</u></p> <p><u>19-3-19の3 当該連結事業年度における令第155条の27の4第2項(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算)の規定により準用される令第141条の8第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額(法に規定す</u></p>	<p><u>6第1項又は第2項(連結事業年度における寄附金の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額のうち国外業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額は、当該連結事業年度の連結国外所得金額の計算上も損金の額に算入しない。</u></p> <p><u>当該連結事業年度の交際費等の額のうち措置法第68条の66第1項又は第2項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る引当金勘定への繰入額、措置法に規定する準備金の積立額及び負債の利子の額を除く。以下19-3-19の3及び19-3-19の5において「共通費用の額」という。）については、各連結法人の個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに同項に規定する合理的と認められる基準によりその他の国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務（以下19-3-19の3において「国外業務」という。）に配分するのであるが、個々の業務ごと、かつ、個々の費目ごとに計算をすることが困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに、全ての共通費用の額を一括して、当該各連結法人の当該連結事業年度の売上総利益の額（利子、配当等及び使用料については、その収入金額とする。以下19-3-19の3において同じ。）のうちに国外業務に係る売上総利益の額の占める割合を用いてその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p><u>④1 連結法人（金融及び保険業を主として営む連結法人を除く。）の国外業務に係る収入金額の全部又は大部分が利子、配当等又は使用料であり、かつ、当該連結法人の当該連結事業年度の個別所得金額（法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する「個別所得金額」をいう。）のうちに個別調整国外所得金額（令第155条の29第1号（連結控除限度個別帰属額の計算）に規定する「個別調整国外所得金額」をいう。）の占める割合が低いなどのため課税上弊害がないと認められる場合には、当該連結事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額のうち国外業務に関連することが明らかな費用の額のみが共通費用の額であるものとしてその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p><u>2 連結法人の国外業務に係る収入金額のうち法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける配当等（以</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>下19-3-19の4までにおいて「外国子会社配当等」という。)の収入金額がある場合における外国子会社配当等に係る「国外業務に係る売上総利益の額」は、外国子会社配当等の収入金額から当該連結事業年度において同項の規定により益金の額に算入されない金額を控除した金額によることに留意する。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における負債の利子の額の配賦)</u></p> <p><u>19-3-19の4 当該連結事業年度における令第155条の27の4第2項(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算)の規定により準用される令第141条の8第2項(共通費用の額の配分)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子(令第136条の2第1項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額のうち同項の規定により当該連結事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額、手形の割引料、貿易商社における輸入決済手形借入金の利息等を含む。以下19-3-19の4において同じ。)の額(以下19-3-19の5までにおいて「共通利子の額」という。)については、各連結法人の営む主たる事業が次のいずれに該当するかに応じ、それぞれ各連結法人ごとに次によりその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算することができる。</u></p> <p><u>(1) 卸売業及び製造業 次の算式による方法</u> <u>(算式)</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>当該連結事業年度における共通利子の額の合計額</p> $\times \frac{\text{分母の各連結事業年度終了の時ににおけるその他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等の帳簿価額の合計額}}{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時ににおける総資産の帳簿価額の合計額}}$	
<p>(2) 銀行業 次の算式による方法</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{その他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等の当該連結事業年度中の平均残高}}{\text{当該連結事業年度における共通利子の額の合計額}} \times \left(\frac{\text{当該連結事業年度終了の時及び当該連結事業年度の直前連結事業年度終了の時ににおける自己資本の額の合計額}}{\text{左の各連結事業年度の終了の時ににおける固定資産の帳簿価額の合計額}} \right) \times \frac{1}{2}$	
<p>(3) その他の事業 その事業の性質に応じ、(1)又は(2)の方法に準ずる方法</p> <p>① (1)及び(2)の算式の「その他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等」には、当該連結事業年度において収益に計上すべき利子、配当等の額がなかった貸付金、有価証券等を含めないことができる。</p> <p>2 (1)及び(2)の算式の「その他の国外源泉所得の発生の源泉となる貸付金、有価証券等」に、外国子会社配当等に係る株式又は出資がある場合には、これらの算式における当該株式又は出資に係る「有価証券等の帳簿価額」及び「有価証券等の当該連結事業年度中の平均残高」の計算は、当該株式又は出資の帳簿価額から当該帳簿価額に当該連結事業年度における外国子会社配当等の収入金額のうち法第23条の2第1項(外国子会社から受け</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>る配当等の益金不算入)の規定により益金の額に算入されない金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額による。</u></p> <p>3 <u>(1)及び(2)の算式の「当該連結事業年度の直前連結事業年度」が、連結事業年度に該当しない場合には「当該連結事業年度の直前事業年度」と読み替えて計算を行う。</u></p> <p>4 <u>(1)の算式の「総資産の帳簿価額」は、令第22条第1項第1号(株式等に係る負債の利子の計算)の規定の例により計算した金額に同号ニに規定する他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額を加算した金額による。</u></p> <p>5 <u>(2)の算式の「自己資本の額」は、確定した決算に基づく貸借対照表の純資産の部に計上されている金額によるものとし、また、「固定資産の帳簿価額」は、当該貸借対照表に計上されている法第2条第22号(固定資産の定義)に規定する固定資産の帳簿価額による。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における確認による共通費用の額等の配賦方法の選択)</u></p> <p><u>19-3-19の5 連結法人が、当該連結事業年度の共通費用の額又は共通利子の額のうちその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額として配分すべき金額を計算する場合において、19-3-19の3又は19-3-19の4によることがその連結法人の業務の内容等に適合しないと認められるときは、あらかじめ当該連結法人に係る連結親法人が所轄税務署長(当該連結親法人が国税局の調査課所管法人である場合には、所轄国税局長)の確認を受けて、当該共通費用の額又は共通利子の額の全部又は一部につき収入金額、直接経費の額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちその業務の内容等に適合すると認められる基準によりその計算をす</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ることができるものとする。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における引当金の繰入額等)</u></p> <p><u>19-3-19の6</u> <u>その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上、損金の額に算入すべき法に規定する引当金勘定への繰入額及び措置法に規定する準備金（特別償却準備金を含む。以下19-3-19の7までにおいて同じ。）の積立額は、次による。</u></p> <p><u>(1) 法第52条第1項（貸倒引当金）に規定する個別評価金銭債権（以下19-3-19の6において「個別評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算の対象となった個別評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額に係る部分の金額とし、同条第2項に規定する一括評価金銭債権（以下19-3-19の6において「一括評価金銭債権」という。）に係る貸倒引当金勘定への繰入額は、連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入した一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額に、その対象となった一括評価金銭債権の額のうちその他の国外源泉所得の発生の源泉となるものの額の占める割合を乗じて計算した金額とする。</u></p> <p><u>(2) その他の国外源泉所得の発生の源泉となる金銭債権のうち当該連結事業年度において収益に計上すべき利子の額がないものに対応する貸倒引当金勘定への繰入額は、当該連結事業年度のその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入しないことができる。</u></p> <p><u>(2) (1)の引当金以外の引当金の繰入額又は準備金の積立額については、その引当金又は準備金の性質又は目的に応ずる合理的な基準により計算した金額を</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額とする。</u></p> <p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における引当金の取崩額等)</u></p> <p><u>19-3-19の7 当該連結事業年度前の各連結事業年度においてその繰入額又は積立額をその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入した引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうちその繰入れをし、又は積立てをした連結事業年度においてその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額を当該取崩し等に係る連結事業年度のその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上益金の額に算入する。</u></p> <p><u>(a) 1 当該連結事業年度において適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下19-3-19の7において同じ。）から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積立てをした連結事業年度のその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 本文の「当該連結事業年度前の各連結事業年度」並びに本文及び1の「その繰入れをし、又は積立てをした連結事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とする。この場合の「その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額」は、その他の国外源泉所得に係る所得の金額とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国際海上運輸業における運送原価の計算)</u></p> <p><u>19-3-19の8 法第69条第4項第14号(国際運輸業所得)の国内及び国外にわたって船舶による運送の事業(以下19-3-19の8において「国際海上運輸業」という。)を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得に係る連結所得の金額を計算する場合におけるその原価の額は、原則として個々の運送ごとに計算するのであるが、その計算が困難であると認められる連結法人については、各連結法人ごとに継続して次の算式により計算した金額を当該運送の原価の額とすることができる。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額} \times \frac{\text{分母の金額のうち同号に規定する「国外において行う業務」に係るもの}}{\text{国際海上運輸業に係る当該連結事業年度の運送収入の額の合計額}}$ <p><u>① 算式の「当該連結事業年度の運送の原価の額の合計額」には、その運送のために要した費用の額のうち当該連結法人が2-2-10(運送収入に対応する原価の額)によりその支出の日の属する連結事業年度の損金として計算した金額が含まれる。</u></p> <p><u>2 この運送の原価の額の計算は連結法人ごとに行うのであるから、2以上の連結法人がこの方法により計算する場合に、当該2以上の連結法人の合計額をもって一括計算することはできない。</u></p> <p>(国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用)</p> <p>19-3-39連結国外所得金額(法第81条の15第1項(連結事業年度にお</p>	<p>(新設)</p> <p>(国外事業所等帰属所得を認識する場合の準用)</p> <p>19-3-39連結国外所得金額.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ける外国税額の控除)に規定する連結国外所得金額をいう。以下この節において同じ。) ……………</u></p>	

二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、連結法人の法第 15 条の 2 第 1 項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>